参考資料 2 - 1

薬事・食品衛生審議会委員、臨時委員 及び専門委員の選出に関する実施要領

平成12年12月14日制 定平成13年 3月12日一部改正平成15年 8月27日一部改正平成16年 4月 1日一部改正平成18年11月 1日一部改正平成28年11月22日一部改正平成30年10月 1日一部改正

薬事・食品衛生審議会令(平成12年政令第286号)第2条に定める委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の任命は、次に定める選考委員会により選出された者から行うものとし、その選出等の取扱いは次によることとする。

1. 選考委員会

- (1)委員等を選出するため、厚生労働省医薬・生活衛生局に選考委員会を設置する。
- (2) 選考委員会は平成11年4月27日閣議決定「審議会等の整理合理化に 関する基本的計画」によるほか、2に定める選出基準に従い、委員等の 選出を行うものとする。
- (3) 選考委員会の構成は、次のとおりにする。
 - ア) 厚生労働省医薬・生活衛生局長
 - イ)厚生労働省生活衛生・食品安全審議官
 - ウ) 厚生労働省大臣官房審議官(医薬担当)
 - エ) 厚生労働省大臣官房審議官(健康、生活衛生、アルコール健康障害対 策担当)
 - オ)農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
- (4) 選考委員会は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が必要に応じ開催する。
- (5) 選考委員会の座長は、厚生労働省医薬・生活衛生局長とする。
- (6) 選考委員会の事務局は厚生労働省医薬・生活衛生局総務課とし、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課の協力を得て処理する。

2. 選出基準

(1)委員等の選出

委員等は、医学薬学等薬事・食品衛生審議会の調査・審議上必要な専門 (1) 領域の中から選出する。

(2) 在任期間が継続して10年を超える者は、選出しない。

但し、臨時委員及び専門委員については、継続審議中の分科会、部会 及び調査会に所属する臨時委員及び専門委員で、医薬品等の試験、研究 を専門的に実施する公共の研究機関の長等であって、調査審議上やむを 得ないと選考委員会で認められた者については、この限りではない。

(3) 薬事関係企業の役員若しくは職員又は当該企業から定期的に報酬を得ている顧問等は選出しない。

3. 適用等

この取扱いは平成13年1月6日以降に任命される委員等の選出について 適用する。但し、臨時委員又は専門委員としての在任期間が著しく長期にわ たらない者については、当分の間、2の選出基準(2)にかかわらず、臨時 委員又は専門委員として選出することができる。